

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 前払費用

Q：当社は、今月末決算です。世の中の不況にもめげず、なんとか利益が上がりそうです。そこで、余剰資金でテナント料を1年分支払おうと思います。全額経費になりますか。

A：1年分のテナント料は、今期の経費に算入することができます。

#### 【解説】

法人税法上、次の3つの要件を満たせば、その支払った経費はその事業年度の損金に算入することができます。

- ① 前払費用の性格を有する支払
- ② 支払った日から1年以内に提供を受ける役務
- ③ 継続して支払った日に経費の額に算入していること

なお、税法上経費の額に算入されるかどうかは、上記の3つの要件を満たすと同時に、その支払が企業会計上の期間損益を判断するうえにおいて、重要性の乏しいものだけがその支出時の経費として算入できます。

例えば、支払利息、割引料、地代家賃、保険料、年会費などがあります。

この支払った金額には、現金、小切手だけでなく、手形でも認められます。

ただし、1年分を超えて支払ったものについては1年分が当期の経費になり、超えた分だけ前払費用になるのではなく、その全額を前払費用として資産に計上しなければなりません。ご注意ください。

